

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 ( 2 0 1 6 年 ) 3 月 1 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市長」の次に「（別表120の項に掲げる手数料にあっては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審査庁、同法第11条第1項に規定する審理員その他の機関（以下「審査庁等」という。））」を加える。

第5条第1項中「手数料」の次に「（別表120の項に掲げる手数料を除く。次項において同じ。））」を加え、同条第2項中「（以下「規則」という。））」を削り、同条に次の2項を加える。

3 審査庁等は、第1項第2号に該当する場合は、別表120の項に掲げる手数料を免除する。

4 審査庁等は、前項に定める場合のほか、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別表120の項に掲げる手数料を減額し、又は免除することができる。

第7条中「規則で」を「市長又は審査庁等が別に」に改める。

別表88の項中「認定申請手数料」の次に「（住宅を新築しようとする場合）」を加え、「区分に応じて、」を「場合の区分及び」に改め、「床面積」の次に「の合計」を加え、「一戸建ての住宅（住宅の用途）」を「一戸建て住宅（人の居住の用）」に、「」の「手数料」を「。以下同じ。）に相当する額」に改め、同項の次に次のように加える。

88の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料（住宅を増築し、又は改築しようとする場合）	1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、アの（1）又はイの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつ
--	--

た場合においては、一の建築物について  
18の項に掲げる額に相当する額を加  
えた額)を、当該建築物における認定申  
請戸数で除した額(100円未満の端数  
があるときは、これを切り捨てる。)

ア 申請に併せて市長が指定する者が  
作成した長期優良住宅の普及の促進  
に関する法律第6条第1項各号(第3  
号を除く。)に掲げる基準に適合して  
いることを示す書類が提出された場  
合

(1) 100平方メートル以内のもの

10,000円

(2) 100平方メートルを超え、50

0平方メートル以内のもの 19,  
000円

(3) 500平方メートルを超え、1,

000平方メートル以内のもの  
33,000円

(4) 1,000平方メートルを超え、

2,500平方メートル以内のもの  
47,000円

(5) 2,500平方メートルを超え、

5,000平方メートル以内のもの  
88,000円

(6) 5,000平方メートルを超え、

10,000平方メートル以内のもの  
の 151,000円

(7) 10,000平方メートルを超え、  
20,000平方メートル以内のもの  
の 250,000円

(8) 20,000平方メートルを超え、  
30,000平方メートル以内のもの  
の 311,000円

(9) 30,000平方メートルを超えるもの  
336,000円

イ ア以外の場合

(1) 100平方メートル以内のもの  
68,000円

(2) 100平方メートルを超え、500  
平方メートル以内のもの 160,  
000円

(3) 500平方メートルを超え、1,  
000平方メートル以内のもの  
255,000円

(4) 1,000平方メートルを超え、  
2,500平方メートル以内のもの  
504,000円

(5) 2,500平方メートルを超え、  
5,000平方メートル以内のもの  
903,000円

(6) 5,000平方メートルを超え、

	<p>10,000平方メートル以内のもの の 1,552,000円</p> <p>(7) 10,000平方メートルを超え、 20,000平方メートル以内のもの の 2,872,000円</p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え、 30,000平方メートル以内のもの の 4,106,000円</p> <p>(9) 30,000平方メートルを超えるもの の 5,032,000円</p>
--	--

別表89の項中「変更認定申請手数料」の次に「(当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合)」を、「の床面積」の次に「の合計」を加え、「一戸建ての住宅」を「一戸建て住宅」に改め、「(申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料」を「に相当する額」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>89の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料(当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合)</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて88の2の項アの(1)から(9)まで又はイの(1)から(9)までに掲げる額(当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、88の2の項アの</p>
--	---

	(1) 又はイの(1)に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額) を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
--	--

別表92の項中「(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。93の項から103の項までにおいて同じ。)」を削る。

別表中107の項を119の項とし、104の項から106の項までを12項ずつ繰り下げ、同表103の項の次に次のように加える。

104 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料(当該申請に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合(105の項から111の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。)において、当該建築物	1件につき 5,100円
---	--------------

<p>が一户建て住宅であるとき。)</p>	
<p>105 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合において、当該建築物が一户建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p>イ 一の建築物の申請の場合(住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2</p>

1, 000円

(3) 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの  
46, 000円

(4) 5, 000平方メートル以上の  
もの 81, 000円

ウ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの  
9, 700円

(2) 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 27, 100円

(3) 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの  
80, 400円

(4) 5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの  
128, 000円

(5) 10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの  
161, 000円

	(6) 25,000平方メートル以上のもの 201,000円
106 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)	1件につき 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 ア 200平方メートル未満のもの 34,400円 イ 200平方メートル以上のもの 38,400円
107 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)	1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額 (1) 300平方メートル未満のもの 69,100円 (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円 (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円 (4) 5,000平方メートル以上のもの 281,000円 イ 一の建築物の申請の場合(住宅部分) 当該部分の床面積の合計に応

じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの

69,100円

(2) 300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のもの 11

6,000円

(3) 2,000平方メートル以上5,

000平方メートル未満のもの

196,000円

(4) 5,000平方メートル以上のもの

281,000円

ウ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分についてモデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、114の項及び115の項において「省令」という。))第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項及び115の項において「一次エネルギー消費量」という。))の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。))の算出に用いるべきものとして

国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。)による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

- (1) 300平方メートル未満のもの  
87,100円
- (2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
145,700円
- (3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
235,700円
- (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
309,000円
- (5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
371,000円
- (6) 25,000平方メートル以上のもの  
435,000円

エ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分について標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をい

	<p>う。111の項において同じ。)による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 227,100円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>
<p>108 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住</p>	<p>1件につき 3,700円</p>

<p>宅であるとき。)</p>	
<p>109 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料(適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>イ 一の建築物の申請の場合(住宅部分) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>

	<p>32,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>ウ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 141,000円</p>
<p>110 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消</p>	<p>1件につき 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 200平方メートル未満のもの</p>

<p>費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>24,200円 イ 200平方メートル以上のもの 27,000円</p>
<p>1.1.1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 48,500円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 197,000円</p> <p>イ 一の建築物の申請の場合（住宅部分） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 48,500円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,</p>

000円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

138,000円

(4) 5,000平方メートル以上のもの  
197,000円

ウ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分についてモデル建物法による場合)  
当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの  
61,100円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
102,100円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
165,100円

(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
216,000円

(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
260,000円

(6) 25,000平方メートル以上のもの  
305,000円

	<p>エ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分について標準入力法等による場合)</p> <p>当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 159,100円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 610,000円</p>
<p>112 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(当該申請に併せて同法第</p>	<p>1件につき 5,100円</p>

<p>2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（113の項から115の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	
<p>113 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円</p>

	<p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p>
<p>114 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,400円</p> <p>イ 仕様基準(省令第1条第1項第2号</p>

	<p>イ（２）及び同号ロ（２）に定める基準をいう。１１５の項において同じ。）による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(１) ２００平方メートル未満のもの １７，７００円</p> <p>(２) ２００平方メートル以上のもの １９，１００円</p>
<p>１１５ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>１件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住宅部分について性能基準（省令第１条第１項第２号イ（１）及び同号ロ（１）又は同項第３号に定める基準をいう。）による場合 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(１) ３００平方メートル未満のもの ６９，１００円</p> <p>(２) ３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの １１６，０００円</p> <p>(３) ２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの １９６，０００円</p> <p>(４) ５，０００平方メートル以上のもの ２８１，０００円</p>

イ 住宅部分について仕様基準による  
場合 当該部分の床面積の合計に応  
じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの  
33,100円

(2) 300平方メートル以上2,000  
平方メートル未満のもの 58,  
000円

(3) 2,000平方メートル以上5,  
000平方メートル未満のもの  
104,000円

(4) 5,000平方メートル以上のも  
の 157,000円

ウ 非住宅部分についてモデル建物法  
(一次エネルギー消費量の算出に用  
いるべき標準的な建築物を用いて評  
価する方法をいう。)による場合 当  
該部分の床面積の合計に応じ、次に  
掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの  
87,100円

(2) 300平方メートル以上2,000  
平方メートル未満のもの 14  
5,700円

(3) 2,000平方メートル以上5,  
000平方メートル未満のもの

235,700円

(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

309,000円

(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

371,000円

(6) 25,000平方メートル以上のもの 435,000円

エ 非住宅部分について標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）による場合  
当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額

(1) 300平方メートル未満のもの  
227,100円

(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
523,700円

(4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
646,000円

	(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
	(6) 25,000平方メートル以上のもの 871,000円

別表に次のように加える。

120 行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法律において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める手数料又は行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第78条第4項に規定する条例で定める手数料	書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の種類に応じ、次に掲げる額。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。  ア 白黒 1枚につき 10円 イ カラー 1枚につき 20円
--	---

別表備考3及び備考4中「(申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料」を「に相当する額」に改め、同表備考に次のように加える。

5 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

6 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に

ついて、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

7 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

8 112の項から115の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

9 104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

10 108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>(徴収の時期等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長(別表120の項に掲げる手数料にあつては、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項に規定する審査庁、同法第11条第1項に規定する審理員その他の機関(以下「審査庁等」という。)</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料(<u>別表120の項に掲げる手数料を除く。次項において同じ。</u>)を免除する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 市長は、前項に定める場合のほか、町田市規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>3 審査庁等は、第1項第2号に該当する場合は、別表120の項に掲げる手数料を免除する。</u></p> <p><u>4 審査庁等は、前項に定める場合のほか、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別表120の項に掲げる手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長又は審査庁等が別に定める。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87</td> <td>1件につき 次のアからウまでに掲げる<u>場合の区分及び当該申請に係る住宅が属</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	金額	略	略	88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87	1件につき 次のアからウまでに掲げる <u>場合の区分及び当該申請に係る住宅が属</u>	<p>(徴収の時期等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(減免)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 市長は、前項に定める場合のほか、町田市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87</td> <td>1件につき 次のアからウまでに掲げる<u>区分に応じて、当該申請に係る住宅が属す</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	金額	略	略	88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87	1件につき 次のアからウまでに掲げる <u>区分に応じて、当該申請に係る住宅が属す</u>
名称	金額												
略	略												
88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87	1件につき 次のアからウまでに掲げる <u>場合の区分及び当該申請に係る住宅が属</u>												
名称	金額												
略	略												
88 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87	1件につき 次のアからウまでに掲げる <u>区分に応じて、当該申請に係る住宅が属す</u>												

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>号) 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料 <u>(住宅を新築しようとする場合)</u></p>	<p>する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(当該住宅が<u>一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)</u>の場合においては、アの(1)、イの(1)又はウの(1)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額。<u>以下同じ。)</u>に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>号) 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料</p>	<p>る一の建築物の床面積に応じ、次に掲げる額(当該住宅が<u>一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)</u>の場合においては、アの(1)、イの(1)又はウの(1)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額) <u>の手数料を加えた額)</u>を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>ア～ウ 略</p>
<p>88の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5</p>	<p><u>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分及び当該申請</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p><u>条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する認定申請手数料（住宅を増築し、又は改築しようとする場合）</u></p>	<p><u>に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、アの（1）又はイの（1）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額）を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u></p> <p><u>ア 申請に併せて市長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</u></p> <p><u>（1） 100平方メートル以内のもの 10,000円</u></p> <p><u>（2） 100平方</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p><u>メートルを超え、</u> <u>500平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>19,000円</u></p> <p>(3) <u>500平方</u> <u>メートルを超え、</u> <u>1,000平方メ</u> <u>ートル以内のも</u> <u>の 33,000</u> <u>円</u></p> <p>(4) <u>1,000</u> <u>平方メートルを</u> <u>超え、2,500</u> <u>平方メートル以</u> <u>内のもの 47,</u> <u>000円</u></p> <p>(5) <u>2,500</u> <u>平方メートルを</u> <u>超え、5,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>内のもの 88,</u> <u>000円</u></p> <p>(6) <u>5,000</u> <u>平方メートルを</u> <u>超え、10,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>以内のもの 1</u> <u>51,000円</u></p> <p>(7) <u>10,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>を超え、20,0</u> <u>00平方メート</u> <u>ル以内のもの</u> <u>250,000円</u></p> <p>(8) <u>20,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>を超え、30,0</u> <u>00平方メート</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>ル以内のもの</p> <p><u>311,000円</u></p> <p>(9) <u>30,00</u></p> <p><u>0平方メートル</u></p> <p><u>を超えるもの</u></p> <p><u>336,000円</u></p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(1) <u>100平方</u></p> <p><u>メートル以内の</u></p> <p><u>もの 68,00</u></p> <p><u>0円</u></p> <p>(2) <u>100平方</u></p> <p><u>メートルを超え、</u></p> <p><u>500平方メー</u></p> <p><u>トル以内のもの</u></p> <p><u>160,000</u></p> <p><u>円</u></p> <p>(3) <u>500平方</u></p> <p><u>メートルを超え、</u></p> <p><u>1,000平方メ</u></p> <p><u>ートル以内のも</u></p> <p><u>の 255,00</u></p> <p><u>0円</u></p> <p>(4) <u>1,000</u></p> <p><u>平方メートルを</u></p> <p><u>超え、2,500</u></p> <p><u>平方メートル以</u></p> <p><u>内のもの 50</u></p> <p><u>4,000円</u></p> <p>(5) <u>2,500</u></p> <p><u>平方メートルを</u></p> <p><u>超え、5,000</u></p> <p><u>平方メートル以</u></p> <p><u>内のもの 90</u></p> <p><u>3,000円</u></p> <p>(6) <u>5,000</u></p> <p><u>平方メートルを</u></p> <p><u>超え、10,00</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p><u>0平方メートル以内のもの</u> 1, <u>552,000円</u> (7) <u>10,000円</u></p> <p><u>0平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの</u> 2, <u>872,000円</u> (8) <u>20,000円</u></p> <p><u>0平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの</u> 4, <u>106,000円</u> (9) <u>30,000円</u></p> <p><u>0平方メートルを超えるもの</u> 5, <u>032,000円</u></p>		
<p>89 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料 <u>(当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合)</u></p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計)に応じて88の項アの(1)から(9)まで、イの(1)から(9)まで又はウの(1)から(9)までに掲げる額(当該住宅が<u>一戸建</u></p>	<p>89 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて88の項アの(1)から(9)まで、イの(1)から(9)まで又はウの(1)から(9)までに掲げる額(当該住宅が<u>一戸建ての住宅</u>の</p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>て住宅の場合においては、<u>88の項アの(1)、イの(1)又はウの(1)に掲げる額</u>（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について<u>18の項に掲げる額に相当する額を加えた額</u>）を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>		<p>場合においては、<u>88の項アの(1)、イの(1)又はウの(1)に掲げる額</u>（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について<u>18の項に掲げる額</u>（申請に係る計画に<u>建築基準法第87条の2</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては<u>当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額</u>）の手数料を加えた額）を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>
<p><u>89の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画に関する変更認定申請手数料</u>（当該計画が住宅を増築し、</p>	<p><u>1件につき 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積</u>（床面積の増加する部分にあつては、<u>当該増加する部分の</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p><u>又は改築する際に認定を受けたものである場合)</u></p>	<p><u>床面積の合計) に応じて 88 の 2 の 項 ア の (1) から (9) まで 又は イ の (1) から (9) までに掲げる額 (当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、88 の 2 の 項 ア の (1) 又は イ の (1) に掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について 18 の 項 に掲げる額に相当する額を加えた額) を、当該建築物における変更認定申請戸数で除した額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u></p>		
略	略	略	略
<p>92 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 84 号) 第 54 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料 (当該申請に併せて市長が指</p>	<p>1 件につき 4,700 円</p>	<p>92 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 84 号) 第 54 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に関する認定申請手数料 (当該申請に併せて市長が指</p>	<p>1 件につき 4,700 円</p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>定する者が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合（93の項から103の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>		<p>定する者が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合（93の項から103の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅（<u>人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに</u>限る。<u>93の項から103の項まで</u>において同じ。）であるとき。）</p>	
略	略	略	略
<p><u>104 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料</u> （当該申請に併せて同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（105</p>	<p>1件につき 5,100円</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p><u>の項から111の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。)において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。)</u></p>			
<p><u>105 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</u></p>	<p><u>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円</u></p> <p><u>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</u></p> <p><u>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</u></p> <p><u>(4) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円</u></p> <p><u>イ 一の建築物の申請の場合（住宅部分（建築物のエネル</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>ギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))</u>  <u>当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円</u></p> <p><u>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</u></p> <p><u>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</u></p> <p><u>(4) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円</u></p> <p><u>ウ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p>	

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>(1) <u>300平方メートル未満のもの</u> 9,700円</p> <p>(2) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 27,100円</p> <p>(3) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 80,400円</p> <p>(4) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 128,000円</p> <p>(5) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 161,000円</p> <p>(6) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 201,000円</p>		
<p>106 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に</u></p>	<p><u>1件につき 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 200平方メートル未満のもの</u> 34,400円</p> <p><u>イ 200平方メー</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p><u>関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</u></p>	<p><u>トル以上のもの</u> <u>38,400円</u></p>		
<p><u>107 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</u></p>	<p><u>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>(1) 300平方メートル未満のもの 69,100円</u></p> <p><u>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円</u></p> <p><u>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円</u></p> <p><u>(4) 5,000平方メートル以上のもの 281,000円</u></p> <p><u>イ 一の建築物の申請の場合（住宅部分） 当該部分の床</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 69,100円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 281,000円</p> <p>ウ 一の建築物の申請の場合（非住宅部分についてモデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、114の項及び115の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この項及び</p>	

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p> <u>1 1 5の項において「一次エネルギー消費量」という。）</u>  <u>の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ（1）に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）</u>  <u>の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。</u>  <u>1 1 1の項において同じ。）による場合）</u> 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額  <u>（1） 3 0 0平方メートル未満のもの 8 7, 1 0 0円</u>  <u>（2） 3 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの 1 4 5, 7 0 0円</u>  <u>（3） 2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの 2 3 5, 7 0 0円</u> </p>	

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4) <u>5,000</u> 平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>309,000</u>円</p> <p>(5) <u>10,000</u>平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>371,000</u>円</p> <p>(6) <u>25,000</u>平方メートル以上のもの <u>435,000</u>円</p> <p><u>エ 一の建築物の申請の場合(非住宅部分について標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。111の項において同じ。))による場合) 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p>(1) <u>300</u>平方メートル未満のもの <u>227,100</u>円</p> <p>(2) <u>300</u>平方メートル以上2,000平方メー</p>	

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p><u>トル未満のもの</u> <u>367,100</u> 円 <u>(3) 2,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 523,7</u> <u>00円</u> <u>(4) 5,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上10,000平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの 646,</u> <u>000円</u> <u>(5) 10,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>以上25,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 76</u> <u>3,000円</u> <u>(6) 25,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>以上のもの 8</u> <u>71,000円</u></p>		
<p><u>108 建築物のエ</u> <u>ネルギー消費性能</u> <u>の向上に関する法</u> <u>律第31条第1項</u> <u>の規定に基づく建</u> <u>築物エネルギー消</u> <u>費性能向上計画に</u> <u>関する変更認定申</u> <u>請手数料（適合性</u> <u>が確認されている</u> <u>場合において、当</u> <u>該建築物が一戸建</u> <u>て住宅であると</u></p>	<p><u>1件につき 3,70</u> <u>0円</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
き。)			
109 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)	<p>1件につき 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円</p> <p>(4) 5,000平方メートル以上のもの 57,000円</p> <p>イ 一の建築物の申請の場合（住宅部分） 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(2) 300平方</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>メートル以上2, 000平方メー トル未満のもの 15,000円</p> <p>(3) 2,000 平方メートル以 上5,000平方 メートル未満の もの 32,00 0円</p> <p>(4) 5,000 平方メートル以 上のもので 57, 000円</p> <p>ウ 一の建築物の申 請の場合(非住宅部 分) 当該部分の床 面積の合計に応じ、 次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方 メートル未満の もの 6,900 円</p> <p>(2) 300平方 メートル以上2, 000平方メー トル未満のもの 19,100円</p> <p>(3) 2,000 平方メートル以 上5,000平方 メートル未満の もの 56,40 0円</p> <p>(4) 5,000 平方メートル以 上10,000平 方メートル未満</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p><u>のもの 90,000円</u></p> <p><u>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円</u></p> <p><u>(6) 25,000平方メートル以上のもの 141,000円</u></p>		
<p><u>110 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</u></p>	<p><u>1件につき 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 200平方メートル未満のもの 24,200円</u></p> <p><u>イ 200平方メートル以上のもの 27,000円</u></p>		
<p><u>111 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に関する変更認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合に</u></p>	<p><u>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>ア 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u></p> <p><u>(1) 300平方メートル未満のもの 48,50</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p>0円</p>		
	<p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>		
	<p>81,000円</p>		
	<p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>		
	<p>138,000円</p>		
	<p>(4) 5,000平方メートル以上のもの</p>		
	<p>197,000円</p>		
	<p>イ 一の建築物の申請の場合（住宅部分）当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p>		
	<p>(1) 300平方メートル未満のもの</p>		
	<p>48,500円</p>		
<p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>			
<p>81,000円</p>			
<p>(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>			
<p>138,000円</p>			
<p>(4) 5,000平方メートル以</p>			

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p><u>上のもの 19</u> <u>7,000円</u></p> <p><u>ウ 一の建築物の申</u> <u>請の場合(非住宅部</u> <u>分についてモデル</u> <u>建物法による場合)</u> <u>当該部分の床面</u> <u>積の合計に応じ、次</u> <u>に掲げる額</u></p> <p><u>(1) 300平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 61,10</u> <u>0円</u></p> <p><u>(2) 300平方</u> <u>メートル以上2,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>102,100</u> <u>円</u></p> <p><u>(3) 2,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 165,1</u> <u>00円</u></p> <p><u>(4) 5,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上10,000平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの 216,</u> <u>000円</u></p> <p><u>(5) 10,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>以上25,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 26</u> <u>0,000円</u></p> <p><u>(6) 25,00</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p><u>0 平方メートル</u> <u>以上のもの</u> <u>3</u> <u>0 5, 0 0 0 円</u></p> <p>エ 一の建築物の申 請の場合(非住宅部 分について標準入 力法等による場合)</p> <p><u>当該部分の床面</u> <u>積の合計に応じ、次</u> <u>に掲げる額</u></p> <p>(1) <u>3 0 0 平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u> <u>1 5 9, 1</u> <u>0 0 円</u></p> <p>(2) <u>3 0 0 平方</u> <u>メートル以上2,</u> <u>0 0 0 平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>2 5 7, 1 0 0</u> <u>円</u></p> <p>(3) <u>2, 0 0 0</u> <u>平方メートル以</u> <u>上5, 0 0 0 平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの</u> <u>3 6 6, 7</u> <u>0 0 円</u></p> <p>(4) <u>5, 0 0 0</u> <u>平方メートル以</u> <u>上1 0, 0 0 0 平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの</u> <u>4 5 3,</u> <u>0 0 0 円</u></p> <p>(5) <u>1 0, 0 0</u> <u>0 平方メートル</u> <u>以上2 5, 0 0 0</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>5 3</u> <u>5, 0 0 0 円</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>(6) <u>25,000</u>  <u>0平方メートル</u>  <u>以上のもの</u> <u>6</u>  <u>10,000円</u></p>		
<p><u>112 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（当該申請に併せて同法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合（113の項から115の項までにおいて「適合性が確認されている場合」という。）において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>5,100円</u></p>		
<p><u>113 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>次のア及びイに掲げる区分に応じ、次に掲げる額</u>  <u>ア 住宅部分</u> <u>当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</u>  <u>(1) 300平方</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
申請手数料（適合性が確認されている場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）	メートル未満のもの 9,700円		
	(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円		
	(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円		
	(4) 5,000平方メートル以上のもの 81,000円		
	イ 非住宅部分 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額		
	(1) 300平方メートル未満のもの 9,700円		
	(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円		
	(3) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円		
	(4) 5,000		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円</p> <p>(5) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円</p> <p>(6) 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p>		
<p>114 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 34,400円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 38,400円</p> <p>イ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>(2)に定める基準をいう。115の項において同じ。)による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 17,700円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 19,100円</p>		
<p>115 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。）</p>	<p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 住宅部分について性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。)による場合</p> <p>当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方メートル未満のもの 69,100円</p> <p>(2) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>円</p> <p>(3) 2,000</p> <p>平方メートル以</p> <p>上5,000平方</p> <p>メートル未満の</p> <p>もの 196,0</p> <p>00円</p> <p>(4) 5,000</p> <p>平方メートル以</p> <p>上のもの 28</p> <p>1,000円</p> <p>イ 住宅部分につ</p> <p>て仕様基準による</p> <p>場合 当該部分の</p> <p>床面積の合計に応</p> <p>じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 300平方</p> <p>メートル未満の</p> <p>もの 33,10</p> <p>0円</p> <p>(2) 300平方</p> <p>メートル以上2,</p> <p>000平方メー</p> <p>トル未満のもの</p> <p>58,000円</p> <p>(3) 2,000</p> <p>平方メートル以</p> <p>上5,000平方</p> <p>メートル未満の</p> <p>もの 104,0</p> <p>00円</p> <p>(4) 5,000</p> <p>平方メートル以</p> <p>上のもの 15</p> <p>7,000円</p> <p>ウ 非住宅部分につ</p> <p>いてモデル建物法</p> <p>(一次エネルギー</p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>消費量の算出に用 いるべき標準的な 建築物を用いて評 価する方法をい う。)による場合 当該部分の床面積 の合計に応じ、次に 掲げる額</p> <p>(1) 300平方 メートル未満の もの 87,10 0円</p> <p>(2) 300平方 メートル以上2, 000平方メー トル未満のもの 145,700 円</p> <p>(3) 2,000 平方メートル以 上5,000平方 メートル未満の もの 235,7 00円</p> <p>(4) 5,000 平方メートル以 上10,000平 方メートル未満 のもの 309, 000円</p> <p>(5) 10,00 0平方メートル 以上25,000 平方メートル未 満のもの 37 1,000円</p> <p>(6) 25,00 0平方メートル</p>	

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>以上のもの <u>4</u> <u>35,000円</u></p> <p>エ 非住宅部分につ いて標準入力法等 (実際の設計仕様 の条件を基に算定 した一次エネルギ ー消費量を用いて 評価する方法をい う。)による場合 当該部分の床面積 の合計に応じ、次に 掲げる額</p> <p>(1) <u>300平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 227,1</u> <u>00円</u></p> <p>(2) <u>300平方</u> <u>メートル以上2,</u> <u>000平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>367,100</u> <u>円</u></p> <p>(3) <u>2,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上5,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 523,7</u> <u>00円</u></p> <p>(4) <u>5,000</u> <u>平方メートル以</u> <u>上10,000平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの 646,</u> <u>000円</u></p> <p>(5) <u>10,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>以上25,000</u></p>		

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
	<p>平方メートル未 満のもの 76 3,000円 (6) 25,00 0平方メートル 以上のもの 8 71,000円</p>		
116 略	略	104 略	略
117 略	略	105 略	略
118 略	略	106 略	略
119 略	略	107 略	略
120 行政不服審 査法第38条第6 項の規定により読 み替えて適用する 同条第4項(他の 法律において準用 する場合を含む。) に規定する条例で 定める手数料又は 行政不服審査法第 81条第3項の規 定により読み替え て準用する同法第 78条第4項に規 定する条例で定め る手数料	<p>書面若しくは書類の 写し又は電磁的記録 に記録された事項を 記載した書類の種類 に応じ、次に掲げる 額。この場合におい て、両面に複写され、 又は出力された用紙 については、片面を1 枚として手数料の額 を算定する。 ア 白黒 1枚につ き 10円 イ カラー 1枚に つき 20円</p>		
備考		備考	
1・2 略		1・2 略	
3 92の項から97の項までに掲げる低 炭素建築物新築等計画認定申請手数料に ついて、申請に併せて都市の低炭素化の 促進に関する法律第54条第2項の規定 に基づく申出があった場合においては、 一の建築物について18の項に掲げる額 に相当する額を加えた額とする。		3 92の項から97の項までに掲げる低 炭素建築物新築等計画認定申請手数料に ついて、申請に併せて都市の低炭素化の 促進に関する法律第54条第2項の規定 に基づく申出があった場合においては、 一の建築物について18の項に掲げる額 (申請に係る計画に建築基準法第87条	

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 98の項から103の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。</p> <p>5 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</p> <p>6 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p> <p>7 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費</p>	<p><u>の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額</u>の手数料を加えた額とする。</p> <p>4 98の項から103の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1件について22の項又は23の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額とする。</p>

町田市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</u></p> <p><u>8 112の項から115の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。</u></p> <p><u>9 104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。</u></p> <p><u>10 108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について18の項に掲げる額に相当する額を加えた額とする。</u></p>	